

報道関係者 各位

令和6年1月17日発表

担当	福岡労働局労働基準部監督課 統括特別司法監督官 中山 眞澄 特別司法監督官 稲生 幸司 電話番号 (092) 411-4862
----	--

労働基準法違反容疑で書類送検

～違法な時間外労働を行わせたもの～

福岡労働局は、株式会社菱熱と同社工事部長を、労働基準法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者1名に、有効な36協定を福岡中央労働基準監督署に届け出てないのに、違法な時間外労働を行わせたものです。

1 被疑者

(1) 株式会社菱熱

所在地：福岡市博多区博多駅南1丁目

事業内容：建設業

(2) 工事部長（54歳）

2 送検法条文及び罰条

株式会社菱熱、工事部長ともに

労働基準法違反

同法第32条第1項・第2項（法定労働時間）

同法第119条1号（罰則）

同法第121条（両罰規定）

3 事件の概要

株式会社菱熱は、主に空調設備、給排水設備の設置工事等の建設業を営むものであるが、福岡市中央区天神の建設現場において、労働者1名に対し、令和3年12月1日から同年12月31日までの間、労働基準法第36条第1項に定める有効な時間外労働に関する労使協定（通称36協定）を締結せず、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせたものです。

4 関係条文

(1) 送検法条文

労働基準法第三十二条第一項

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

労働基準法第三十二条第二項

使用者は一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き、一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(2) 罰則

労働基準法第百十九条第一号

次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(3) 両罰規定

労働基準法第二百一十一条第一項

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業員である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。

ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。事項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。